

議員提出議案第 4 号

普通交付税不交付団体における財源充実を求める意見書について

普通交付税不交付団体における財源充実を求める意見書を厚木市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 6 日

提出者	厚木市議会議員	田 口 孝 男
賛成者	同	栗 山 香代子
	同	いわさきかずや
	同	神 子 雅 人
	同	寺 岡 まゆみ
	同	松 田 則 康
	同	石 井 芳 隆

普通交付税不交付団体における財源充実を求める意見書

現在、地方公共団体では、子ども・子育て支援の充実をはじめ、社会保障関係費、地方行政のデジタル化対応、インフラ施設の老朽化、大規模災害の防災・減災対策など、多くの課題が山積しているが、国においては、地方自治体の負担を伴う制度改正が相次いでおり、自治体の財政負担が増大している。

近年では、ふるさと納税による個人住民税の減収分は、普通交付税の算定において反映されるものの、不交付団体においては、その減収分が全額純減となることとなり、財政に大きな影響を与え、看過できない状況にある。

このような中、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で示された学校給食費の無償化の実現に向けては、これまで積み上げた議論に基づき具体化することとし、全ての子供たちへの平等な教育機会を提供する社会にとって貴重な進展となるものと認識しているが、臨時的な財源措置に対する懸念が生じている。

近い将来に地方交付税措置が講じられることとなった場合、普通交付税不交付団体では恒久的に自主財源による補填を余儀なくされ、財政がひっ迫するおそれがあり、今後、人口減少や税収減少に向かう地方自治体の財政悪化につながるリスクとなることが十分に予測される。

本来は、このようなリスクを回避しつつ、全国の地方自治体が公平に制度を運用し、地方自治体の財政負担なく持続可能で公平な形で実現されるべきものである。よって、学校給食費の無償化や自治体情報システムの標準化に伴う運用経費など全国一律で実施される国の施策においては、地域間格差が生じないよう、全ての地方自治体において持続可能な制度設計とすること、さらに、自治体間で費用負担の格差が発生しないようにするため、地方交付税による措置ではなく、国の責任と財源において実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月6日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
デジタル大臣
様

厚木市議会議員 瀧口 慎太郎